

Public Information Furubira

広  
報

# ふるびら

2015 [平成27年]



3月13日 吉平中学校卒業式  
(撮影場所: 吉平中学校体育館)

# 平成27年度 町政執行方針（抜粋）

3月4日に開会された古平町議会第1回定例会で町長より「町政執行方針」が、教育長より「教育行政執行方針」が述べられました。その内容についてお知らせします。



町政執行方針を述べる本間町長

## 予算編成方針

25年度決算の財政健全化を示す4つの指標は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているものの、小学校改築事業を含めた大型建設事業の公債

費の影響を受け、各比率が徐々に上昇すると推測されます。また、依然として本

町は地方交付税頼みで自主財源に乏しく、国の情勢ひとつで更なる悪化が危惧されています。そのような状況で27年度の予算は財政調整基金の取り崩しが想定され、更に厳しい財政運営を強いられることから、最も効率的で効果的な行政運営が可能となるよう編成しました。

## 産業振興

### ◇漁業の振興

本町の27年1月末の漁獲高は、数量では対前年比6%減の2536tでしたが、金額では4%増の10億3200万円となり、ホッケやヒラメの水揚げが多かったことが主な要因です。他方、より主要なエビやタラの漁獲は大きく落ち

込みました。また、平成27年度のスケトウダラの漁獲可能量は4割削減する案で現在調整が進められており、地域経済への影響が懸念されています。短期間で収入が期待できる増養殖対策や他魚種への転換などを進めていきます。

東しゃこたん漁協が建設を進めていた製氷貯氷施設が完成し、3月1日から新施設での氷の供給が開始されています。

### ◇水産加工業

昨年2月の水産加工業協同組合及び加盟6社の経営破たんは、本町経済に大きな影響を及ぼしましたが、就業支援や起業支援等を実施してきた結果、130名の離職者のうち74名が再就職されたものの、高齢の方にあつては厳しい状況となつています。昨年10月、11月には2社が操業を開始し、今月からは余市町の水産加工会社が本町での操業を始めようとしています。今後も、雇用支援、起業支援をしていきたいと考えています。

### ◇農業の振興

国は、全国農業協同組合中央会（JA全中）を一般社団法人に移行し、意欲ある担い手と地域農協が力を合わせてブランド化等農業の未来を切り開くとしています。TPP交渉にあつては米国とともに早期の交渉妥結を目指しています。また、経営所得安定対策として水田活用の支払交付金の充実、きめ細かい情報提供の環境整備を進めようとしています。

### ◇林業の振興

森林環境保全整備事業として基幹作業道泥ノ木線内の町有林の下刈整備を実施します。植樹祭は10月下旬に林業専用道鼻垂石線内で開催を予定しています。今年度も、22年度に発生した林道チヨペタン線の法面崩落箇所を地域づくり総合交付金を活用して整備する予定です。

### ◇商工業の振興

今年度も引き続きプレミアム商品券発行事業へ助成します。雇用の場を確保し

ていくため、マルシエ的な生産者が販売できる環境整備や6次産業化など、若者を巻き込んだ形で検討していきたいと考えています。

### ◇観光振興

昨年、商工会で公募した本町のマスケットキャラクタ―「ふるっぴく」の活用方法を検討し、本町の知名度向上のため、各種団体の取組みに支援をしていきたいと考えています。

指定管理の更新時期を迎えた各観光施設については、従前同様の業者に決定となりました。引き続き更なるサービス向上に努め、快適で利用しやすい観光施設を目指します。

## 生活環境施策

### ◇道路事業

防犯灯を徐々にLEDタイプに交換していきます。除雪機械の更新事業としてシャッター付マルチプラウを装着した除雪ドーザー1台とスノーバケット1基を購入します。第2冷水橋と古平大橋の修繕工事を実施します。

◇河川事業

沢江水路護岸整備事業として両岸15mを継続して実施します。

◇住宅事業

住宅リフォーム支援事業は今年度も継続するほか、定住促進共同住宅建設補助金については27年度限りの事業として実施します。

清川団地建替事業として、2棟8戸を建設するほか、栄団地住戸改善事業として4棟8戸の屋根修繕工事を予定しております。

◇水道事業

本町地区の老朽化した配水管更新工事と水道メーター60個の更新を予定しています。

新規事業として水管橋の塗装工事を実施します。

◇ごみ処理事業

北後志6市町村で共同処理している「燃やせるごみ」の受入れ量は前年並みで、このうち6市町村で占める搬入量の構成比も前年並みとなっております。

今年度から、小型家電の回収、粗大ごみの収集を実施する予定としています。

福祉施策

◇簡易な給付措置の実施

国は、26年度に引き続き、簡易な給付措置を実施します。町民税非課税者に6千円、更に児童手当受給者には3千円給付予定で、10月の支給を目指しています。

◇健康予防対策

従来から行っている各種健診や予防接種をこれまでどおり実施します。昨年度から新たに町独自事業として実施している、ロタウイルスワクチンや国の対象者基準を拡充して実施している高齢者肺炎球菌ワクチンも引き続き実施します。

◇地域医療の確保対策

診療所に対して、赤字相当額の財政支援をしていますが、28年度からは町立診療所として地域医療を担う目的で、診療所施設及び付帯設備などを買収する予定で。

◇介護保険事業

今年度から始まる第6期介護保険事業より後志広域連合の保険料が統一され、国が示す9段階が採用され

ます。

また、高齢者が認知症になっても住みなれた環境で生活できるよう、高齢者共同住居として運営されている古平福祉会の「朝風」を認知症対応型共同生活介護施設へ転換します。

◇障がい者福祉の推進

26年度からグループホーム・ケアホームが一体化し公費負担が増加している状況に加え、加齢に伴う就労環境の変化によって、障害者福祉費の予算が伸びている状況です。

◇国民健康保険

26年度の会計状況は昨年を引き続き財源不足となります。また、本町の医療費は22年度のピーク時以降減少傾向でしたが再び増加しています。26年度も引き続き医療費の適正化及び適切な保健事業の推進、国保税収納対策を強化します。

また、「乳幼児及び児童医療費の助成」については対象年齢を15歳から18歳に拡大し、「子ども医療費の助成」として実施します。

◇児童福祉

「古平町次世代育成成行動計画」が26年度に最終年度を迎えたことから、「古平町子どもハートふるプラ」を策定しているところです。



子育て支援センターの様子

まちづくり・人づくり

第5次古平町総合計画も今年度が前期5年間の折り返しとなりますが、昨年実施した住民アンケートを検討し、後期5か年の基本計画に反映させ、町づくりに取り組んでいきます。

地域コミュニティの中核的施設として、各種行事や大雨、強風時などに安心し

て集まれるよう、沖集会所の建て替えを行います。

当面する諸課題

◇人口減少対策

25年に厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が発表した人口推計で古平町の人口は30年後には半数以下にまで減少すると推計されています。国は、人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくために、「地方総合戦略」の策定を求めるとともに2つの交付金を設け、本町にも配分されることとなりました。

◇国勢調査の実施

27年は国勢調査の年です。国勢調査から得られる統計数値は様々な基礎資料として利用される大事な調査ですので町民皆さんのご協力をお願いいたします。

◇戸籍の電算化

昨年5月に着手し、今月9日より窓口での交付が可能となりますが、引き続き除籍、改製原戸籍等についても本年10月の稼働を目指して作業を進めます。

# 平成27年度 教育行政執行方針（抜粋）

教育委員会では、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの住みよい環境づくりに努めるとともに、幼児から高齢者まで全ての町民が喜びを感じられるような教育行政を推進していきます。



教育行政執行方針を述べる  
成田教育長

## 学校教育の推進

### ◇読書活動

小・中とも読解力の低さが顕著に現れているため、引き続き読み聞かせを実施します。また、新たに学校司書を配置し、読書活動の充実を図ります。

### ◇小・中連携

小学校と中学校の違いについていけない「中1ギャップ」をなくすため、中学校の教諭が小学校で授業を行う乗り入れ授業を継続します。

### ◇生活習慣の定着

テレビやゲームに費やす時間が多い状況にあることから、家庭での学習、読書の習慣化や生活習慣の確立を推進していきます。

家庭学習時間の「学年×10分」を習慣化させるため、放課後や長期休業期間中の補習授業を継続します。

### ◇全国学力・学習状況調査

児童の学力・学習状況を把握し、学習指導改善を図るため今年度も実施します。従来の国語、算数・数学に加えて理科も行います。

### ◇特色ある教育活動

社会科副読本「古平の町」の活用や、郷土学習の結果

をもとに町づくりのアイデアを町に提言する「子ども未来会議」を実施します。

### ◇外国語活動

国際理解教育の推進を図ることを目的にALTと連携し積極的に取り入れます。

### ◇体力向上

基本的な体力や運動能力を身に付け健やかな身体を育むことができるよう、「全校マラソン大会」や全校児童が参加する「みんな遊び」を継続して実施します。



小学校マラソン大会

### ◇食育授業

健康でいきいきと生活できるよう、栄養教諭による授業を実施します。また、給食に地場産物を取り入れ、地元産業に関心を持ち郷土を愛する心を育みます。

### ◇いじめ・不登校未然防止

関係者がネットワークを組み、子どもたちの行動を迅速に察知し、未然防止や早期対応、早期解決に努めます。また、いじめの対策を総合的、効果的に進めるため「古平町子どものいじめの防止に関する条例」を制定します。

### ◇子どもの安全

年々、小樽・後志管内において不審者情報が増えていることから、子どもへの注意喚起を強化し、情報の共有を図ります。また、交通安全対策ではヘルメットの着用徹底を図ります。

### ◇教職員の研修活動の推進

指導方法の研究などに活かせるよう校内研修の充実や各研究機関が開催する講座等へ積極的に受講するよう奨励します。

### ◇体罰の防止

実態調査、教職員研修を行い、教職員一人ひとりが自覚するよう指導します。

## 生涯学習・スポーツの推進

◇生涯学習活動情報の発信  
広報誌やホームページを

活用し生涯学習ボランティア事業や生涯学習情報の提供に努めます。

### ◇家庭での少年教育

生活能力、社会的マナーを育てる必要があることから「少年少女わんぱく王国」や「ふるびら通学合宿」など体験活動を中心に事業展開し地域住民が積極的に参加し、町全体で子どもたちを育むような体制作りを図っていきます。

### ◇高齢者教育

高齢者の生きがいや健康を高めるため、60歳以上の「たけなわ学級」を継続し、学んだ知識や経験を活かせる活動を行います。

### ◇芸術文化活動

少子高齢化の影響により、今後の活動の停滞が懸念されていることから、文化団体やサークル活動への支援をはじめ、各種大会や発表会への参加奨励を行います。

### ◇スポーツ活動

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたり体育、レクリエーション活動に親しめるよう努めます。

## 第1回臨時会で審議された案件

2月18日の第1回臨時会では、次の案件が審議されました。

〔議案第1号〕 〈原案可決〉  
平成26年度古平町一般会計補正予算  
(第9号)

現行予算に6097万2千円を追加し予算総額を36億1333万1千円とするものです。主な内容は除排雪費用等を増額するものです。

〔議案第2号〕 〈原案可決〉  
古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について

古平町地域福祉センターの指定管理者を社会福祉法人古平町社会福祉協議会とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

〔議案第3号〕 〈原案可決〉  
古平町温泉保養センターの指定管理者の指定について

古平町温泉保養センターの指定管理者を株式会社東洋実業とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

〔議案第4号〕 〈原案可決〉

古平町あいランド広場の指定管理者の指定について

古平町あいランド広場の指定管理者を太平ビルサービス株式会社とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

〔議案第5号〕 〈原案可決〉

古平家族旅行村の指定管理者の指定について

古平家族旅行村の指定管理者を太平ビルサービス株式会社とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

## 第1回定例会で審議された案件

3月4日から第1回定例会が開会され、平成26年度各会計予算のほか、次の案件が審議されました。

〔議案第12号〕 〈原案可決〉

平成26年度古平町一般会計補正予算  
(第10号)

現行予算に406万7千円を追加し予算総額を36億1739万8千円とするものです。主な内容は事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〔議案第13号〕 〈原案可決〉

平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

現行予算に121万円を追加し予算総額を2億4956万3千円とするものです。主な内容は保険給付費の減少に伴い後志広域連合への負担金を減額するものです。

〔議案第14号〕 〈原案可決〉

平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

現行予算に244万4千円を減額し予算総額を6975万9千円とするものです。主な内容は保険料収入の減少に伴い後期高齢者医療広域連合への納付金を減額するものです。

〔議案第15号〕 〈原案可決〉

平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

現行予算に200万1千円を減額し予算総額を1億7635万8千円とするものです。主な内容は水道使料収入が落ち込んだことに伴い、財政調整基金を繰り入れし、財源補てんするものです。

〔議案第16号〕 〈原案可決〉

平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第4号)

現行予算に177万8千円を追加

し予算総額を5733万5千円とするものです。主な内容は短期入所生活介護利用者の増加に伴うサービス収入を増額するものです。

〔議案第17号〕 〈原案可決〉

古平町課設置条例の一部を改正する条例案

総務課の業務を分割し、新たに企画課を設置するものです。

〔議案第18号〕 〈原案可決〉

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

昨年8月の人事院勧告に準拠し、単身赴任手当の増額と給料表の減額改正をするものです。

〔議案第19号〕 〈原案可決〉

古平町手数料条例の一部を改正する条例案

戸籍の電算化に伴い手数料の名称を変更するものです。

〔議案第20号〕 〈原案可決〉

古平町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

対象範囲を満15歳から満18歳に拡大し、名称を「古平町子ども医療費の助成に関する条例」に改めるものです。

〔議案第21号〕 〈原案可決〉  
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会教育長の位置づけの変更、教育委員会委員長職が廃止となったことから関係条例の整理をするものです。

〔議案第22号〕 〈原案可決〉  
 古平町子どものいじめの防止に関する条例案

子どもに対するいじめの未然防止、早期発見及び早期対応に関する基本理念を定めるとともに、町や教育委員会の責務等を明らかにし、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定めるものです。

〔議案第23号〕 〈原案可決〉  
 後志広域連合規約の一部を変更する規約について

介護保険地域支援事業に要する経費の変更により、規約を変更することについて関係町村と協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めめるものです。

〔議案第24号〕 〈原案可決〉  
 定住自立圏の形成に関する協定の一

部を変更する協定について

小樽市と締結している定住自立圏の形成に関する協定の共生ビジョンの改定にあたり、協定の一部を変更するため、古平町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき議会の議決を求めめるものです。

〔同意第3号〕 〈原案同意〉  
 古平町教育委員会教育長の任命について

古平町教育委員会教育長として成田昭彦氏を任命するために地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めめるものです。

〔議案第25号〕 〈原案可決〉  
 平成26年度古平町一般会計補正予算(第11号)

現行予算に4979万4千円を追加し予算総額を36億6719万2千円とするものです。主な内容は国の緊急経済対策により交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金にかかる事業の経費を増額するものです。

〔議案第26号〕 〈原案可決〉  
 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案

子ども・子育て関連3法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地位型保育事業の利用者負担額の徴収等に関し必要な事項を定めるものです。

〔議案第27号〕 〈原案可決〉  
 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て関連3法の施行に伴い、認定子ども園の保育料等を改正するものです。

### 自治功労賞 受賞

長年、議会議員として地方自治の振興や発展に多大な貢献をされた功績が認められ、逢見輝續議長（議長として7年以上在職）と岩間修身議員（議員として15年以上在職）の2名が、全国町村議会議長会会長より自治功労賞が授与されました。表彰状は3月4日開会の第1回定例会の際に、手渡されました。



上段 逢見議長



下段 岩間議員

### 都市再生整備計画事後評価書の公表について

古平町では都市再生整備計画を作成し、平成23年度から平成26年度までの4年間、国の社会資本整備総合交付金を充当し、防災無線や多目的運動広場など11事業を実施しまちづくりを進めてきました。

都市再生整備計画事業は、交付金のもたらした成果を客観的に診断し、住民のみなさまにわかりやすく説明することを目的として、計画の最終年度（平成26年度）に事後評価を実施することとされています。

去る2月26日、町が作成した事後評価書原案について、学識経験者等から構成される「古平町まちづくり交付金評価委員会」に審議いただき事後評価書が完成しましたので公表します。

#### ○公表方法

役場総務課に備え付けのほか、町ホームページに掲載しています。

#### ◇お問合せ先

役場総務課企画調整係

☎ 42-2181（内線26）

FAX 42-3583

メール information@town.furu

bira.ig.jp

【表 一般会計 中期財政収支見通し】

(単位：百万円)

＜歳入＞	← 決算額 →					決算見込		予算計上		← 推計額 →				
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
町税（地方税）	244	236	231	225	227	218	205	205	205	205	205			
使用料・手数料など	61	58	60	67	54	53	53	53	53	53	53			
繰入金	10	31	218	36	22	169	130	129	139	121	125			
諸収入	79	41	39	54	75	89	202	128	128	128	128			
前年度繰越金	91	166	167	159	149	125	0	0	0	0	0			
地方交付税	1,659	1,780	1,801	1,858	1,875	1,782	1,791	1,733	1,724	1,706	1,707			
国・道支出金	714	506	1,051	599	1,237	816	668	453	453	453	453			
町債（地方債）	187	447	983	370	449	307	416	141	141	141	141			
その他	82	82	77	69	69	73	90	90	90	90	90			
歳入合計A	3,127	3,347	4,627	3,437	4,157	3,632	3,555	2,932	2,933	2,897	2,902			

＜歳出＞	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	513	552	552	545	542	550	557	567	557	553	553
物件費	329	337	326	354	358	475	491	491	491	491	491
維持補修費	85	109	105	136	136	146	113	113	113	113	113
扶助費	302	343	367	417	452	484	495	495	495	495	495
補助費等	272	299	331	310	388	387	390	315	315	315	315
建設事業費	118	333	1,716	554	1,204	472	539	0	0	0	0
公債費	435	408	389	392	398	410	436	445	452	413	421
積立金	216	242	217	234	160	164	26	26	26	26	26
繰出金	346	427	394	342	392	453	465	473	477	484	481
その他	345	131	71	4	2	91	43	7	7	7	7
歳出合計B	2,961	3,181	4,468	3,288	4,032	3,632	3,555	2,932	2,933	2,897	2,902
形式収支(A-B)	166	166	159	149	125	0	0	0	0	0	0
実質的単年度収支	298	221	3	196	109	▲116	▲101	▲99	▲109	▲91	▲95
基金残高	763	974	973	1,171	1,309	1,307	1,206	1,107	998	907	812

※本財政収支見通しは総務省の「地方財政状況調査」の分類方法をベースに作成しているため、P8の平成27年度予算の区分と一部一致しない部分があります。

# 平成27年度から基金（貯金） 約1億円取崩す見込み

## 5年間の財政収支見通しを議会へ報告

2月18日に行なわれた町議会（行財政構造改革調査特別委員会）で中期財政収支見通しを報告しました。中期財政収支見通しは、毎年見直されており、今回は平成31年度までの5年間で推計されています。

■毎年約1億円の基金（貯金）を取崩す  
表の下段「実質的単年度収支」という欄が、各年度の決算が黒字か赤字かを示すものです。平成26年度から毎年マイナスと

なっており、形式収支上は「0」となっていますが、実際は基金（貯金）を取崩しており、赤字となっています。赤字となってしまう主な原因は、平成22～25年度までの大型建設事業の公債費（借金返済）が増加すること、平成28年度以降町の収入の約半分を占める、地方交付税が大きく減少すると推計されることです。これらのことから、大幅な収支不足が生じ、基金（貯金）の取崩しが必要になります。

■基金残高は年々減少  
平成27年度から大幅な収支不足が生じ、その穴埋めをするため、基金（貯金）をおおよそ1億円取崩すため、残高は年々減少する見込みです。

■地方交付税も減少  
国から示された地方財政計画の概要でマイナス0.8%と示されました。また「別枠加算」という制度も平成28年度に廃止される前提で推計しました。

更に、平成28年度からは新たな国勢調査人口が基礎数値となるため人口減による影響も反映しています。

■人件費は横ばい  
平成28年度は3年に1回の退職手当組合精算追加負担金があるため一時的に増加しますが、退職者の再任用を進めるほか、退職者が出たら、その分の職員を採用する予定ですので、人件費は横ばいで推移する見込みです。

■公債費（借金返済）は平成29年度がピーク  
平成22年度事業の温泉、平成23、24年度の小学校、平成25年度の高齢者複合施設など大型建設事業の借入金返済で、公債費（借金返済）は平成29年度がピークとなります。特に平成27年度からは小学校改築の元金償還が始まるため前年度に比べて大幅に増加します。

平成30年度以降はクリーンセンター、幼児センター建設の借入金返済が完了し減少する見込みです。※ただし、この数値については平成28年度以降借入をしない前提で推計しています。

■繰出金は年々増加  
繰出金は一般会計から特別会計へ支出される経費のことで、特別会計である介護保険事業、下水道事業、簡易水道事業などへの繰出金が年々増加します。

■今後も見直しを行い堅実な財政運営をしていく  
今後、財政運営は、公債費（借金返済）が増加するうえに、地方交付税も大きく減少すると推測されるなど、厳しい状況が見込まれています。毎年財政収支見通しを行い、堅実な財政運営を行っていきます。

# 平成27年度 一般会計予算 35億5500万円

平成27年度予算が、第1回定例会で可決されました。本年度の一般会計当初予算は、診療所の購入費用や清川団地建設事業などが計上されたことから、前年度の当初予算と比較して4億300万円増の35億5500万円となりました。

会計別の予算額

区分	予算額			
	平成27年度(A)	平成26年度(B)	比較(A-B)	増減率(A-B)/(B)
一般会計	35億5,500万円	31億4,700万円	4億800万円	13.0%
特別会計	7億5,000万円	7億5,460万円	460万円	△0.6%
特別会計内訳				
国民健康保険事業	2億100万円	2億300万円	△200万円	△1.0%
後期高齢者医療	6,350万円	7,190万円	△840万円	△11.7%
簡易水道事業	1億8,200万円	1億7,100万円	1,100万円	6.4%
公共下水道事業	2億5,300万円	2億6,200万円	△900万円	△3.4%
介護保険サービス事業	5,500万円	4,670万円	380万円	8.1%
総額	43億500万円	39億160万円	4億340万円	10.3%

## 一般会計 歳入

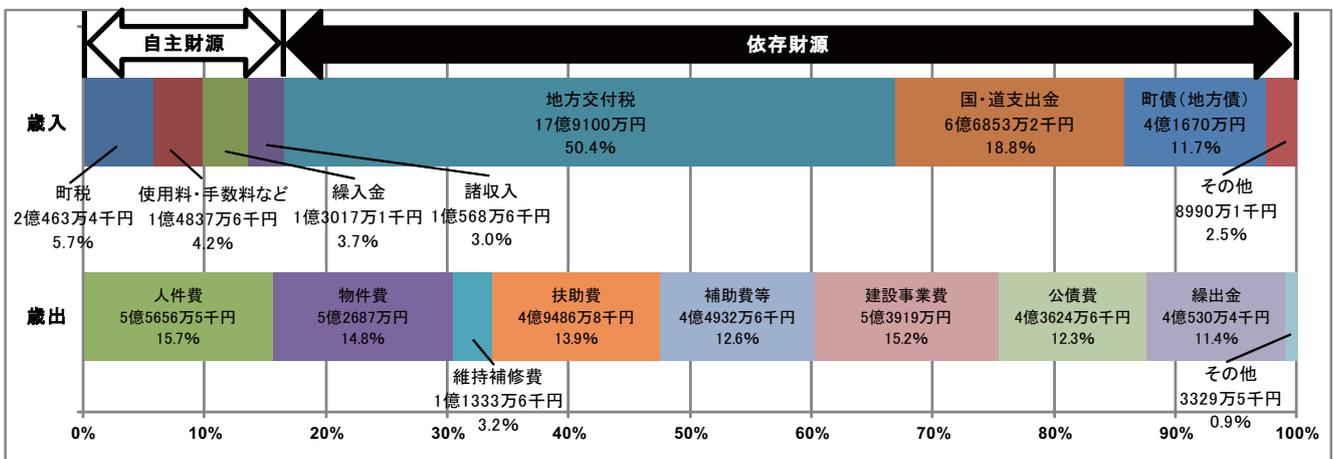
町が自主的に収入することができ、財源のうち町税は前年度当初予算比8.2%減の2億463万4千円、ほかに、使用料・手数料などを合わせた自主財源は全体の16.6%の5億888万7千円となっています。

一方、地方交付税、国・道支出金、町債などのように、その調達を国や道に依存している依存財源は29億6613万3千円と全体の83.4%を占めています。地方交付税は前年度比1.4%増の17億9100万円、国・道支出金は前年度比5.3%増の6億6853万2千円、町債は前年度比32.5%増の4億1670万円となっています。

また、今年度も収入の均衡を図るため、財政調整基金(貯金)を7600万円取り崩す編成となっています。

## 一般会計 歳出

一般会計の歳出は、建設事業が前年度当初予算比29%増の5億3919万円、物件費は新たな



事業としてふるさと贈呈品事業などを計上したため前年度比28%増の5億2687万円、道路除雪費などの増額のため維持補修費は前年度比22.3%増の1億1333万6千円となっています。職員給料などの人件費は前年度比3%増の5億5656万5千円、公債費(借金返済)は前年度比5.3%増の4億3624万6千円となりました。建設事業費が大幅な増額となった主な内容は、町立診療所化に向けて診療所施設や設備などの購入費に1億6900万円、清川団地2棟8戸の建設費用に1億5800万円などを計上したためです。

## 全会計は43億500万円

一般会計、特別会計を合わせた全会計の予算総額は前年度比10.3%増の43億500万円となりました。

特別会計への繰出金や公債費(借金返済)は年々増加しており、この財源として基金(貯金)の取崩しが必要となっています。基金(貯金)残高見込みは12億6300万円と前年度比約1億円の減となっています。

なお、その他の主な事業の詳細については来月号でお知らせします。

町の出来事

2月26日、東しゃこたん漁業協同組合製氷貯氷施設の竣工式が開かれ、出席者による玉串奉奠などが行われ安全を祈願しました。

その後、漁港会館で、製氷貯氷施設の完成に併せて、平成26年3月に完成した水産物流通荷さばき施設と製氷貯氷施設の落成式が行われました。

式には、関係者約50人が出席し、本間順司町長は「この衛生管理型施設を活用して、漁業者の経営の安定、地域の活性化につなげていける



よう、漁協をはじめ関係機関の皆様にはご協力をお願いします」とあいさつをしました。

その後、両施設の関係者に感謝状が贈呈され、東しゃこたん漁業協同組合杉山賢代表理事組合長は「消費者ニーズに対応した安心、安全な水産物の供給ができる施設が完成しました。これらの施設を有効活用し、職員一丸となって浜や町内の活性化につなげていきたい」と希望を語りました。

水産物流通荷さばき施設・製氷貯氷施設 落成記念式

東しゃこたん漁協 製氷貯氷施設完成



古平町水産物流通荷さばき施設		東しゃこたん漁業協同組合製氷貯氷施設
平成25年4月23日～平成26年3月15日	工期	平成26年6月30日～平成27年2月27日
古平町	事業主体	東しゃこたん漁業協同組合
株式会社ぎよれん設計センター	設計・監理	株式会社ぎよれん設計センター
田中・小田嶋経常建設共同企業体	施工	建築主体工事 株式会社 福津組 機械設備工事 株式会社 タガワ
古平町大字港町438番地1	所在地	古平町大字港町438番地の2
1,112.4㎡	延べ床面積	345.6㎡
鉄骨造 2階建	構造	鉄骨造 3階建 製氷 25t/日 貯氷 50t
3億2,694万円	事業費	3億2,017万5千円

統一地方選挙が行われます

北海道知事・北海道議会議員選挙の投票日  
4月12日(日) 午前7時～午後6時

古平町議会議員選挙の投票日  
4月26日(日) 午前7時～午後6時

投票できる方

表1の期日までに古平町に転入の届出をし、引き続き3か月以上住んでいる満20歳以上の方で、選挙人名簿に登録されている方です。

表1

選挙の種類	下記の期日までに転入の届出をした方	下記の期日までに生まれた方
北海道知事	平成26年12月25日以前	平成7年4月13日以前
北海道議会議員	平成27年1月2日以前	
古平町議会議員	平成27年1月20日以前	平成7年4月27日以前

ご自分の投票所をご確認ください

送付された入場券に記載されている投票所で、投票を行ってください。(表2参照) 入場券を忘れずに持参してください。

表2

投票区	投票所名
第1投票区	文化会館ロビー
第2投票区	漁港会館集会室
第3投票区	沖町住民センター
第4投票区	ふれあいセンターさわえ
第5投票区	明和地区住民集会所
第6投票区	幼児センターみらい
第7投票区	中央地区住民集会所

期日前投票をご利用ください

投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所に行けない方は期日前投票ができます。(表3参照) 入場券を持参してください。

不在者投票(町外で投票する方)

仕事や旅行、入院などで、選挙期間中、古平町以外の市区町村に滞在している方は、古平町選挙管理委員会へ、不在者投票の請求書を提出することで、滞在先の選挙管理委員会や病院等で投票することができます。

不在者投票ができる期間は、期日前投票と同じです。(表3参照)

郵便等による不在者投票

身体に障害のある方で、一定の要件に該当する方は「郵便等による不在者投票」ができます。投票にあたっては「郵便投票証明書」が必要ですので、利用を希望される方はお早めにお問合せください。

郵便による不在者投票用紙の請求は選挙期日の4日前までとなりますので、ご注意ください。

◇お問合せ先

古平町選挙管理委員会

☎42-2181(内線21)

# 医療費無料が18歳まで拡大!

安心して子どもを育てられる環境をつくるため、平成25年4月1日から15歳までの子どもが病院にかかった際に支払っていた医療費を無料としていました。

平成27年4月1日からはこれまでの「乳幼児及び児童医療費助成事業」を「子ども医療費助成事業」と名称を変更し、対象年齢を18歳までに拡大します。助成内容はこれまで通り生計維持者の所得制限に関係なく保険適用分の医療費については町で全額助成、入院時の食事代や保険適用外診療等については全額自己負担で変更はありません。

## 子ども医療費助成制度対象

町内に住所を有する0～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもが対象です。

ただし、中学校卒業後の子どもは町内に住所がなくとも、保護者又は監護者が町内に住所がある場合は

対象となります。

子どもが就職・婚姻をしているなどは対象とはなりません。

新規で対象となる方は、4月から高校生となる年齢の子どもです。助成対象となるのは4月1日以降受診分となります。

## 重度・ひとり親医療費助成制度対象

重度・ひとり親医療費助成制度そのものには変更はありませんが、受給対象となる子どもについては医療費の自己負担分が子ども医療費助成制度で補てんされ、無料となります。

医療機関に受診する際には「重度・ひとり親」と「子ども医療費」の2枚の受給者証を提示していただくこととなります。

なお、対象者には3月中旬に受給者証（0歳～新中学3年生）又は申請書（新高校生）を郵送しておりますが、お手元に届いていない場合は、お手数でも民生

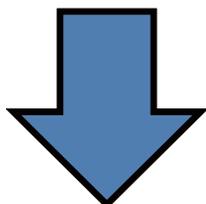
課健康保険係までご連絡願います。

◇お問合せ先

役場 民生課 健康保険係  
 ☎ 42-2181  
 （内線39・57）

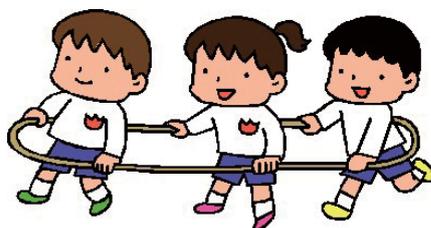
平成27年3月31日診療分まで

名称	乳幼児及び児童医療費助成事業
対象	0歳～ <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで



平成27年4月1日診療分から

名称	子ども医療費助成事業
対象	0歳～ <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで



# 介護保険料が変わります

平成27年4月1日から介護保険料が変わります。平成21年度から後志広域連合で行っている介護保険業務ですが、これまで町村ごとに決められていた介護保険料を、一保険者一保険料の原則のとおり平成27年度から下記の表のとおり統一保険料に変更することになりました。

ておりましたが、保険料の統一により広域連合管内の被保険者全体1万8399人（平成27年1月31日現在）で支え合う介護保険となります。

◇お問合せ先

後志広域連合介護保険課

☎ 0136-5518013

役場（元気プラザ）

保健福祉課介護保険係

☎ 42-2182（内線12）

これにより、高齢者人口の増加とともに介護に要する経費の増額と、さらなる増加が見込まれる団塊の世代の方たちが75歳を迎える2025年に向けて、町村単独で介護保険会計を運営するよりも、広域連合全体で介護保険会計を運営する方がより安定した財政運営が可能となり、今後の介護保険料の急激な上昇を抑えることができます。

これまでも、後志広域連合を保険者として介護保険会計を運営し



古平町の介護保険料

課税情報	第5期保険料（平成24～26年度）				改定	第6期保険料（平成27～29年度）			
	段階	対象者	保険料率	年間保険料		段階	対象者	保険料率	年間保険料
本人非課税	第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	0.5	25,300円	→	第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5 →0.45	32,000円 →28,800円
	第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5	25,300円		第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75	48,000円
	第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	0.75	38,000円		第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75	48,000円
	第4段階（軽減）	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.85	43,100円		第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	57,700円
	第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1	50,700円		第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1	64,100円
	第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が125万円未満の人	1.13	57,300円		第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	76,900円
本人課税	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が125万円以上190万円未満の人	1.25	63,400円	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の人	1.3	83,300円	
	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が190万円以上300万円未満の人	1.5	76,100円	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の人	1.5	96,100円	
	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が300万円以上500万円未満の人	1.65	83,700円	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が290万円以上の人	1.7	108,900円	
	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が500万円以上の人	2	101,500円					

## 教育委員会からのお知らせ

### 教育委員会制度が変わります

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、4月1日から教育委員会制度が改正されます。

#### 新「教育長」の任命

・教育委員会の代表者の委員長と事務の責任者の教育長が一本化され、教育現場の問題に対して、より迅速に対応することができます。

#### 「総合教育会議」の設置

・町長と教育委員会で組織し、学校の整備や重点施策、いじめ等の重大問題への対応、教育方針などについて協議します。

#### 「大綱」の策定

・教育目標や教育施策の基本的な方針を「総合教育会議」の場で協議して、町長が定めます。

教育委員会では引き続き学校、家庭、地域が一体となって幼児から高齢者まで安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めていきます。

#### 「古平町子どものいじめの防止に関する条例」が制定されました

古平町の子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、3月の定例町議会で「子どものいじめの防止に関する条例」が

議決され制定されました。

条例では「町」「学校」「保護者」「町民・事業者」の立場に応じた役割を定めています。

#### 町の役割・取組

・学校と一体となつていじめの防止に努めます。  
・いじめの防止について広報活動を行います。  
・いじめについての相談体制の充実に努めます。

・重大深刻ないじめ問題が発生した場合、関係者への是正要請など必要な措置を行います。

#### 保護者の役割

・いじめが絶対許されないことを、子どもに理解させるよう努めてください。

#### 町民や事業者の役割

・子どもたちを見守り、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めてください。

現在古平町でいじめの存在は確認されていませんが、いじめが疑われるときは学校や教育委員会へ連絡してください。皆さんが協力して子どもたちが安心して暮らせる町にしましょう。

#### ◇お問合せ先

古平町教育委員会 ☎42-2590

## 登記に関するQ&A

### 「第1回「登記しなくても大丈夫？」」

札幌法務局管内の多くの市町村では、高齢化や過疎化が進んでおり、土地の所有者に相続が発生した場合にどういった手続きが必要となるのかなどわからないまま、登記手続きが放置されるという問題が多く発生しています。

このことから、登記に関するQ&Aを連載でお知らせしていきます。

**Q** 最近父が亡くなりましたが、父名義の不動産の登記は、そのままにしておいても大丈夫ですか？

**A** 相続登記は、いつまでにしなければならぬという決まりはありません。

しかし、登記名義をそのまま放置しておく、次の問題が発生します。

① 相続人のうち誰かが亡くなってしまつたら、新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になってしまふ。  
そのため相続人間のトラブルが生じやすくなる。

② 相続人が認知症などになつてしまった場合、裁判所に成年後見人を選任してもらわなければならないなど、その手続きに余分な時間や費用がかかってしまふ。

③ 土地を売ったり、土地を担保にしてお金を借りることができない。

④ 相続登記の際に必要な住民票の除票などの書類が、保存期限の経過などにより取得することが困難になつてしまふ。など、様々な問題が発生しますので、相続登記は早めに行っておくことをお勧めします。

次回は、第2回「誰が相続人になるの？」をテーマにご案内します。  
ご不明な点は、札幌司法書士会までお問い合わせください。

#### ◇お問合せ先

札幌司法書士会 ☎011-272-9035

ホームページ

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

# まちづくりアンケート調査結果

## その2

「まちづくりアンケート調査」の2回目の結果報告です。今月は「現在の古平町の評価」と「将来の古平町の姿」をお知らせいたします。

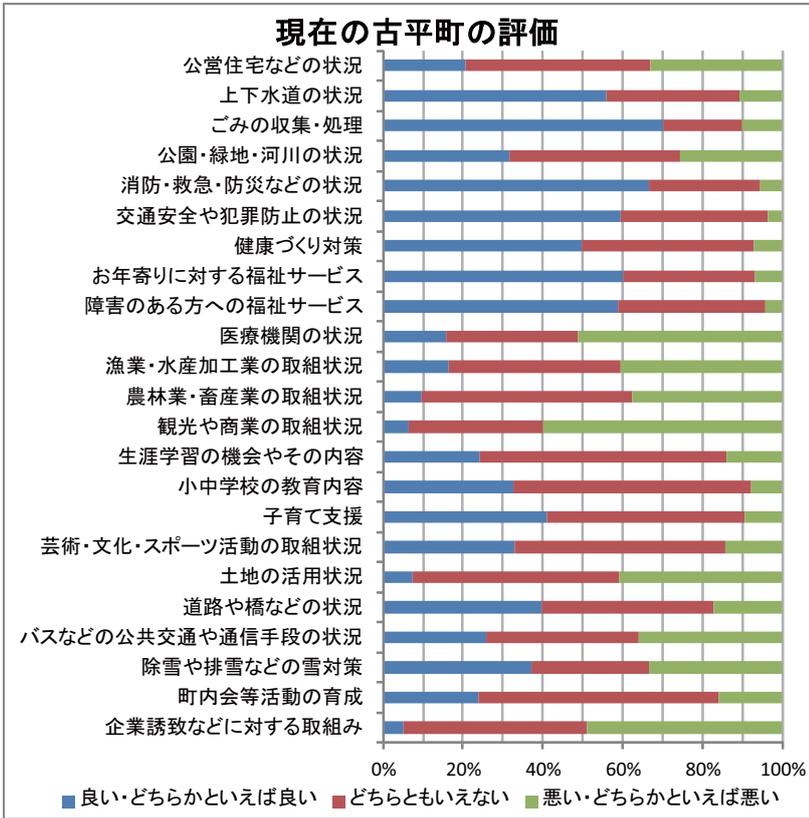
### 現在の古平町の評価

「良い・どちらかといえば良い」の評価が多かったものは、「ごみの収集・処理」「消防・救急・防災」「お年寄りに対する福祉サービス」「交通安全や犯罪防止の状況」でした。

逆に「悪い・どちらかといえば悪い」ものは、「観光や商業」「企業誘致」「農林業・畜産業」「漁業・水産加工業」でした。

消防・救急、福祉サービスなど健康で安心・安全なまちとしての評価が高かった一方で、観光・商業、企業誘致など産業活性化や雇用の場の創出、日常生活の買い物への評価が低くなっています。

現在の古平町の評価



### 将来の古平町の姿

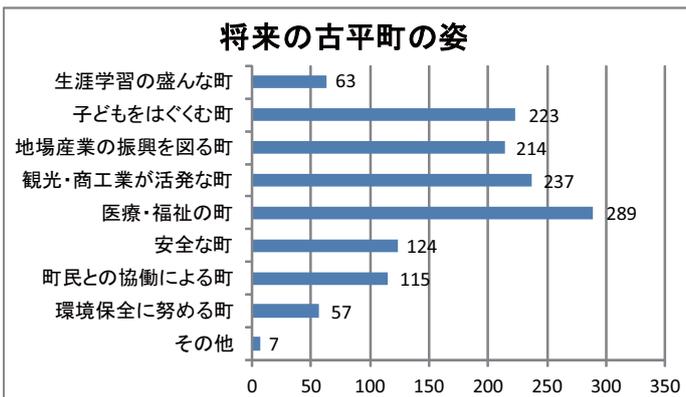
この傾向は、平成22年の調査時とほぼ同様であることから、この5年間で大きな変化がなかったことがうかがわれます。

「将来の古平町がどんなまち」であってほしいかという本質問に対して回答が

多かったものは、「医療・福祉の町」「観光・商業が活発な町」「子どもをほぐむ町」「地場産業の振興を図る町」でした。

このことから、やはり高齢化が進む古平の現状から病院や福祉サービスの充実が望まれています。また観光・商業、地場産業の振興、子どもをほぐむとい

将来の古平町の姿



う回答から、安定した雇用の場があり、その中で次代を担う子どもを育てられる環境が望まれています。この傾向は、平成22年の調査時とまったく同様であることから、医療、子育て、雇用そして産業振興対策を古平町としてしっかりと着実に進める必要があります。

◇担当 総務課 企画調整係

☎ 42-2181 (内線26)

(本間・齊藤)

町の出来事

ひなまつりの由来や意味を知り雰囲気を楽しむことを目的に、3月3日、幼児センターでひなまつり会が開かれました。

会では担当保育士からひなまつりの由来などが説明された後、事前に製作した雛人形の「顔を描くのが難しかった」「人形の衣装を張るのが上手にできた」などと感想を発表していました。

その後、園児が毎年楽しみにしている「生き雛」のくじ引きが行われ、



くじで選ばれた数人の園児が、お内裏様とお雛様、三人官女など衣装を着てひな壇に登り、「うれしいひなまつり」を歌いました。くじで選ばれた園児は大喜びでした。会の最後には雛あられを食べて交流をしました。

お雛様にも選ばれた、たいよう組の藤澤聖那ちゃんは「お雛様になれてうれしいし、雛あられも美味しくて楽しかった」と話してくれました。



幼児センター ひなまつり会



ひな祭りの雰囲気を楽しむ

3月13日、古平中学校で卒業式が行われました。

卒業生25名が吹奏楽部の演奏に合わせて入場し、村井校長より一人一人名前が読み上げられ卒業証書を受け取っていました。

在校生を代表して2年生の森綾菜さんが「卒業生のみなさんが行った様々なことが私たちの道しるべとなります。私たちもみなさんのように力を合わせて頑張ります」と卒業生にお祝いの言葉を贈ると、卒業生を

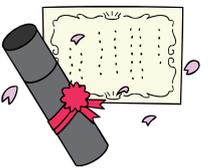


代表して坂下あかりさんは「みんなや先生に会えて本当に良かった。学級目標だった「心」を大切に、しっかりと新たな道を歩いていきます」と先生や在校生、保護者にお礼の言葉を述べていました。

式の後にお別れの歌として「3月9日」を全校生徒で歌い、卒業生たちは仲間との別れを惜しみながら、思い出の詰まった学び舎を巣立っていきましました。

古平中学校 第68回卒業証書授与式

卒業生25名が学び舎を巣立つ



2/14 (土)

「餅つきで交流」～わんぱく王国・たけなわ学級

2月14日、文化会館で、「少年少女わんぱく王国」と「たけなわ学級」が、もちつき会を実施しました。少年少女わんぱく王国から小学生15人、たけなわ学級からは5人が参加しました。

小学生全員が交代で、年配者に杵の使い方を習いながらもちをついたり、つきあがったもちを一緒にちぎり、あんなもちやきなもちを作って交流しました。

会の最後には自分たちで作ったあんなもちや、つきたてのもちを入れたお雑煮を食べました。

参加した小学6年生の山田将矢くんは、「もちつきは結構大変だったけど楽しかった。おもちも美味しかったです」と話してくれました。



2/25 (水)

「幼児センターの雰囲気を経験」～幼児センターみらい 一日入園

4月から入園予定の子どもたちが幼児センターの雰囲気を知るために、2月25日、一日入園が実施されました。平成26年度中に4歳になった子どもが対象で今回は8人が参加し、保護者が働いているためにすでに通園している同年ののじ組の子どもたちと交流しました。

集団で活動することに慣れていないため動きまわる子どももいましたが、フォトフレーム作りが始まるときちんと席に座って、色紙やクレヨンなどを使って飾りつけをし、完成させていました。

のじ組の担任保育士は「立派なお兄さんお姉さんになって、4月になったら元気に幼児センターに来てください」と話すと、子どもたちは元気に返事をしていました。



3/8 (日)

「雪上で心地よい汗を流す」～第5回ふるびらキックゴルフ大会

第5回B&G財団会長杯争奪ふるびらキックゴルフ大会が3月8日、多目的運動広場で行われました。キックゴルフは、サッカーボールなどを蹴り雪の中に埋まった「たらい」に入れるゲームで、入れるまでの蹴った回数少なさを競います。

大人の部には町内のサークルや職場などから6チーム21人、小学生の部には6チーム28人が参加し、4〜5人のグループに分かれて12ホールを回り、心地よい汗を流しました。

大人の部で個人優勝した小原準平さんは「1位になれるとは思っていませんでした。楽しかったです」と話してくれました。また、小学生の部団体で優勝したわんぱくAチームのリーダー中村水音さんは「チームのみんなが頑張ってくれたおかげで優勝できました」と話してくれました。



3/9(月)

「戸籍の保全と事務処理の効率化へ」～戸籍電算化運用開始



3月7日、町の戸籍の電算化の運用が始まり、9日、その第1号として戸籍窓口で本間町長より戸籍の証明書が受け渡されました。

町では、大規模災害時における戸籍の保全のほか、待ち時間の短縮や事務処理の効率化を図るため、平成26年4月から作業を進めていました。

書類は横書きとなり、戸籍謄本は全部事項証明、戸籍抄本は個人事項証明に名称が変更され、事務処理スピードも大幅にアップします。

本間町長は「災害が起きても戸籍が紛失することは無くなった。安心してほしい」と話していました。

3/10(火)

「思春期教室」～中学3年生 保健講座



3月10日、卒業を目前に控えた中学3年生25名を対象に古平中学校で「保健講座」が開かれました。

講座では、町の保健師が「思春期教室」と題し、性に関する正しい知識や異性と付き合うときに知っていてほしいことなど、クイズなども交えておよそ1時間説明しました。

保健師は、「自分や相手のことを大切にし、良く考えて行動しましょう」と呼びかけていました。

3/17(火)

「除雪ボランティアに感謝状」～(株)小田嶋組・(株)福津組 地域貢献



(株)福津組



(株)小田嶋組

小田嶋組、福津組の2社が除雪ボランティアとしてそれぞれ、空き家や公共施設の除雪を実施してくれました。

小田嶋組は、1月16日、作業員と小型の除雪機や重機で、国道沿いで不特定多数の住民が往来する場所に位置している空き家の屋根の雪下ろしを実施し、福津組は、3月6日、重機で、家族旅行村ケビンの道路の除雪を実施してくれました。

それぞれ、地域住民や利用者の安心安全に大きく貢献してくれました。

## 国や道などからのお知らせ

### 【人権困りごと相談所】

札幌法務局小樽支局及び小樽人権擁護委員協議会では、土・日・祝日を除く毎日、「人権困りごと相談所」を開設しています。

いじめや体罰、高齢者・障害者に対する虐待や嫌がらせ、女性に対する暴力など、様々な人権に関する困りごとについて、法務局職員や人権擁護委員が解決に導きます。

相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

○場所 札幌法務局小樽支局内

○日時 土・日・祝日を除く毎日

午前8時30分～

午後5時15分

(人権擁護委員による相談は、毎週火～金曜日、午前9時～午後4時)

◇お問合せ先

札幌法務局小樽支局

☎0134-23-3107

### 【確定申告書の内容が間違っていたとき】

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいまませんか。もう一度ご確認ください。

税額を多く申告していたことに気

付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならぬのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、余市税務署へお尋ねください。

◇お問合せ先

余市税務署 ☎22-2093

### 【国家公務員採用試験のお知らせ】

平成27年度国家公務員採用試験が実施されます。

申込みはインターネット申込をご利用ください。インターネットによる申込みができない環境にある場合は、受付期間前に余裕を持ってお問い合わせ先にご連絡ください。

○インターネット受付期間

・総合職試験(院卒者・大卒程度)

4月1日(水)～4月8日(水)

・一般職試験(大卒程度)

4月9日(木)～4月20日(月)

・一般職試験(高卒者・社会人)

6月22日(月)～7月1日(水)

○インターネット申込専用アドレス

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

### ○試験日程

・総合職試験(院卒者)

一次試験

・行政ほか(基礎能力・専門試験)

5月24日(日)

・法務(基礎能力試験)

9月27日(日)

・総合職試験(大卒者)

一次試験

・政治・国際ほか(基礎能力・専門試験)

5月24日(日)

・教養(基礎能力・総合論文試験)

9月27日(日)

・一般職試験(大卒程度)

一次試験(基礎能力・専門・一般論文(行政区分) 専門(行政区分以外) 試験)

6月14日(日)

・一般職試験(高卒者・社会人)

一次試験(基礎能力・適正・事務区分)・専門(事務区分以外)・作文(事務区分) 試験)

9月6日(日)

二次試験日程等、詳細については「国家公務員試験採用情報ナビ」をご覧ください。

○国家公務員試験採用情報ナビ

http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

◇お問合せ先

人事院北海道事務局第二課試験係

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

札幌第3合同庁舎

☎011-241-1248

### 【各種自衛官等の募集】

○幹部候補生(一般・歯科・薬剤)、医科・歯科幹部 自衛官候補生(男子)、を募集します。細部応募資格等についてはお問い合わせ下さい。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部 小樽地域事務所(小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル2F)

☎0134-22-5521

### 【協会けんぽ北海道支部からのお知らせ】

平成27年度の保険料率の改定については、衆議院の解散に伴い、平成27年度政府予算編成が遅れたことから、健康保険料率ならびに介護保険料率の決定が遅れました。

このため、保険料率の変更が例年より1か月遅れの4月分(6月1日納期分)からとなります。

平成27年度の健康保険料率は10.14%(プラス0.02%)、介護保険料率は1.58%(マイナス0.14%)と、健康保険料率は引上げざるを得ない結果となりました。

厳しい経済状況の中でございますが何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇お問合せ先

協会けんぽ北海道支部

☎011-726-0352

【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○開設日 4月15日(水)

○場所 余市中央公民館2F

○開設時間 午後1時～午後4時

○相談時間 1人、30分まで

○予約受付 相談には事前予約が必要です。

◇お問合せ先

役場 民生課 福祉係

☎42-2181

【改正パートタイム労働法・改正次世代法施行のお知らせ】

パートタイム労働法改正ポイント

◆公正な待遇の確保

①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大(法第9条)

②短時間労働者の待遇の原則の新設(法第8条)

③職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象拡大(施行規則第3条)

◆納得性を高めるための措置

①パートタイム労働者を雇い入れたときにおける雇管理の改善措置内容の説明の義務化(法第14条第

1項)

②パートタイム労働者からの相談窓口の設置と雇入れ時の相談窓口の文書等での明示義務(法第16条、施行規則第2条)

③説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止(指針第3の3の(2))

④親族の争議などのために勤務しなかつたことを理由とする解雇は適当ではないこと(指針第3の3の(3))

◆実効性を高めるための規定新設

①厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設(法第18条第2項)

②報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設(法第30条)

次世代法の改正ポイント

◆法律の有効期限が10年間延長

平成37年3月31日までの間、一般事業主行動計画の策定、周知公表、届出について、従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務となること

◆新たな指針に沿った一般事業主行動計画の策定(指針の追加内容)

①非正規雇用の労働者が取組みの対象であることを認識の上、取組みを進めていくことが重要であること

②男性の子育てに関する制度の利用促進に係る取組みや、働き方・休

み方の見直しに資する取組みを進めることが重要であること

③計画の実施状況の点検にあたり、PDCAサイクルを確立することが重要であること

④育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること

◆認定制度の変更

①現行の認定制度において、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や女性の育児休業に係る基準を変更

②新たにプラチナ

くるみん認定制度を創設

③くるみん認定企業が受けられる税制優遇措置の3年間延長と内容の見直し

◇お問合せ先

北海道労働局雇用均等室

☎011-709-2715



チビスロウ発刊

町の魅力を紹介する地域情報誌「チビスロウ」古平町2015」を製作しました。3月15日に発刊され、町内全世帯に無料配布したほか、道内の主要書店(蔦屋書店など)や主なセイコーマート、道外では一部の書店で購入することができます。(1部324円)通信販売によるご購入も可能です。



northern style スロウ  
HPアドレス  
<http://www.n-slow.com/mook/index.php>

オープンのお知らせ!!

# 家族旅行村



旅行村開設期間: 5月1日オープン

~10月中旬予定

予約受付: 4月1日~(平日AM9:00からPM6:00まで)

ケビン 1棟にふるびら温泉券と  
パークゴルフ券各 2枚進呈

ほか季節によりケビン料金を1~2割引のサービスもあります!

## ◆受付・お問い合わせ先 : 古平家族旅行村 ☎0135-42-4200

※ただし、4/1~オープン前日(土・日は休み)までのご予約先は、指定管理者 太平ビルサービス(株) 小樽営業所 ☎0134-27-6202 となりますのでよろしくお願いいたします。

<http://www.town.furubira.hokkaido.jp/>

## 古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。

希望者は、家族旅行村指定管理者☎0134-27-6202まで。(随時受け付けます)

- ◆作業内容 ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃
- ◆募集対象及び賃金 一般780円/時間 高校生750円/時間
- ◆雇用期間 期間: 5月ゴールデンウィーク、7月中旬~8月中旬の夏休み期間、ほか主に5月~10月上旬の土曜日  
時間: 午前9時~午後2時頃の間 (ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります)



## 平成 27 年度 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。

- ① 対象者 昭和16年4月1日以前に生まれた方
- ② 配布申請 22枚綴1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。  
代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。
- ③ 使用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- ④ 使用期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間有効。
- ⑤ 問い合わせ 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」☎42-2290
- ⑥ 受付 平成27年4月1日午前10時から、随時受付します。
- ⑦ その他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。  
入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。

※優待券は、75歳となった本人に配布されるもので本人以外は利用できません。

夫婦間で譲り受けることも禁止です。本人以外の利用を発見した場合は、今後の配布について検討します。ルールをまもって気持ち良くご利用ください!



## ふるびら元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。  
今月号は3月に誕生日を迎えた子どもたちです。



**瀧野 至**ちゃん  
3月6日生  
保護者 友和さん・郁美さん  
(泥の木)  
(友和さんより)  
いろいろ、至ってほしい



**秋田 大希**ちゃん  
3月9日生  
保護者 康雄さん・彩希さん  
(清住)  
(彩希さんより)  
人に優しくできる子に育ってほしい



**中野 未来**ちゃん  
3月13日生  
保護者 基さん・沙織さん  
(浜三)  
(沙織さんより)  
健康で優しい子に育ってほしい

## 食生活改善推進員会が受賞

### 平成26年度志管内教育実践表彰

多年にわたり、町民の健康増進と食生活改善の普及啓発に取り組み、教育の推進に寄与した功績が認められ、古平町食生活改善推進員会(斎藤睦子会長)が、北海道教育庁後志教育局長より表彰されました。

会は昭和49年に結成され、現在、会員33人で、年2回研修



会を行い会員の資質向上に取り組むとともに、古平通学合宿(教育委員会主催)やふれあい昼食会(社会福祉協議会主催)などで食の大切さを伝え、町民の食生活の充実に貢献しています。

## 北海道町村等監査委員協議会表彰



多年にわたり、町監査委員として職務に精励し地方自治の振興や発展に多大な貢献をされた功績



が認められ、長谷川浩作監査委員(10年以上在職)が、北海道町村等監査委員協議会会長より表彰されました。

表彰状は3月16日、役場町長室で、本間町長より手渡されました。

## 余市警察署長から感謝状



多年にわたり、古平町交通安全協会会長として、交通安全活動を積極的に推進し、交通安全と秩序の維持に多大な貢献した功績が認められ、

古平町交通安全協会加我孝芳会長が、札幌方面余市警察署長より感謝状を贈呈されました。

贈呈式は、3月12日、余市警察署で行われ、感謝状が青山卓生署長より、加我会長へ手渡されました。



# いきいき・ほのぼの文芸

## 古平町岬短歌会

久々に青空ひろがり古平の海の彼方に雪峰輝く  
 楽しみにカメざれとび冬の海岩打つ波に負けまいとして  
 窓越しに見る外の景色少しつつ雪になる空夕餉早めぬ  
 マラソントレビよく見ると言ふ豊子さん体育館を十周走る  
 厨窓の細きツララは陽を浴びて宝石のやう七色に映え  
 日曜日の新聞クイズ暇々に頭脳試すもなかなか解けぬ

泉 清三  
 金子 寿子  
 坂本 信子  
 鈴木 時子  
 田中 香苗  
 寺田 カツ子

## 古平俳句会

せせらぎに春立つ音の調べあり  
 立春の光陸へて鷗飛ぶ  
 寒の入鳥の声なく雲もなく  
 春待の梢に今日も吹きさらし

朝まだき船音弾む島の春  
 打ち寄る波の強弱春少し  
 待ちわびておもてに一步雪解風  
 近況を一句したため春の昼

渡辺 嘉之  
 室谷 弘子  
 高橋 重子  
 仲谷 比呂子

若布採り干場に待つは妻と母  
 海苔巻る海女の手捌き波静め

山口 哲



## 4月の休日当番病院

- ◇ 4月5日(日)  
黒川町整形外科クリニック (☎22-2447)
  - ◇ 4月12日(日)  
森内科胃腸科医院 (☎32-3455)
  - ◇ 4月19日(日)  
よいちクリニック (☎21-4570)
  - ◇ 4月26日(日)  
よいち整形外科クリニック (☎48-5000)
  - ◇ 4月29日(水)  
脳神経外科よいち港南クリニック (☎21-5566)
- ※当番医の診療時間は9時～17時まで  
 ※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。
- 診療時間 午後6時～翌日午前7時  
 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科



ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

◎現金

100,000円  
 本間 幸文(浜三)  
 100,000円  
 田中 勇夫(入船町)

### ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
本間 孝仁さん	37歳	1月	あけぼの
笹谷 正敏さん	84歳	3月	沢江町
小山キクエさん	89歳	3月	旭
田中 幸代さん	70歳	3月	10 入船町



### 町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,383人	(-8)
男 1,598人	(-3)
女 1,785人	(-5)
世帯数 1,841世帯	(-2)
外国人 29人	(-5)
男 2人	(0)
女 27人	(-5)

(平成27年2月末日現在住民基本台帳人口)

